

第12回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～その他の議題について～

平成27年1月22日(木)

1. 第2段階での小売電気事業者の登録要件のうち需要家保護体制について

- 第2弾の改正電気事業法において、小売電気事業者に対しては苦情や問い合わせに適切かつ迅速に対応する義務が課されており(第2条の15)、小売電気事業の登録要件においても、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」については登録を拒否することとされている(第2条の5)。
- これを受け、第8回WGにおいて、小売電気事業者の登録の申請に当たっては、需要家の利益の保護のための体制の整備に関する書類(社内の組織図や業務規程、計画書等)を添付書類として提出することとしていたところ(次ページ参照)。
- コールセンター等における苦情や問い合わせへの対応については、外部に委託することが想定されることから、外部に委託する場合には、委託する業務に関わる社内責任者の明確化や、委託先における業務の実施状況の管理体制などについて登録時に確認することとし、外部委託も含め適切な体制が整備される見込みが無い場合には、登録を拒否することとしてはどうか。

改正電気事業法 抜粋

(苦情等の処理)

第二条の十五 **小売電気事業者は**、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの**苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。**

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その**登録を拒否しなければならない。**

一～三 (略)

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の**電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者**

論点1-(2):「その他経済産業省令で定める事項」について

(略)

- 電気の利用者の利益の保護のための体制が整備されていることを判断するため、小売供給の業務の方法や、小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家からの問い合わせや苦情に対応できる体制が整備されていることの説明を記載することにはどうか。
- 反社会的な事業を営むこと等により公共の利益を阻害しないかということ判断するため、小売電気事業の登録に当たり、当該登録を申請する者が営んでいる事業を申請書に記載することとしてはどうか。

論点1-(3):「その他の経済産業省令で定める書類」について

- 小売電気事業の登録に当たり、当該登録を申請する者が小売電気事業者としての適格性を有するかを判断するため、申請書に以下の書類等を添付することとしてはどうか。
 - ① 登録申請者の存在性を確認するための書類(登記事項証明書等)
 - ② 論点1-(1)の「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」を裏付ける書類(過去の需要実績を記した書類、自社電源の建設計画や発電事業者との契約書の写し等)
 - ③ 論点1-(2)の電気の利用者の利益の保護のための体制が整備されていることを説明する書類、又はこれから整備することを説明する書類(社内の組織図や業務規程、計画書等)

○改正法第2条の5第1項において小売電気事業の登録拒否要件が規定されているが、電気の利用者の利益の保護のため、同項第1号から第3号までに規定する者のほか、以下のような者からの登録申請は拒否すべきではないか。

- ①「最大需要見込みの設定の考え方」が不相当であり、適切な最大需要が見込めていないと考えられる者
- ②最大需要見込みに対して、供給能力の確保の見込みが不適切と認められる者

(例: 1万kWの最大需要見込みに対して、出力の落ち込みへの対策(蓄電池等)なしに、1万kWの風力発電や太陽光発電等の自然変動電源のみによる供給能力の確保を見込んでいる者や、取引所の約定実績に対して過大な量の調達を取引所から見込んでいる者等)

- ③その業務の方法について、電気事業法に基づく業務改善命令を受け、結果として小売電気事業の廃止があったものの、当該業務の方法について必要十分な対策を講じないまま^(※)再度小売電気事業の登録申請を行った者

(※)業務改善命令に違反し刑に処せられ等してから2年を経過するまでの間は、必要十分な対策を講じた場合であっても同項第1号に基づき登録は拒否。

- ④需要見込みや契約見込みを持たずに登録申請を行う者

- ⑤小売供給の業務の方法や、小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家からの問い合わせや苦情に対応できる体制が整備される見込みがない等、電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

改正電気事業法 抜粋

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 (略)

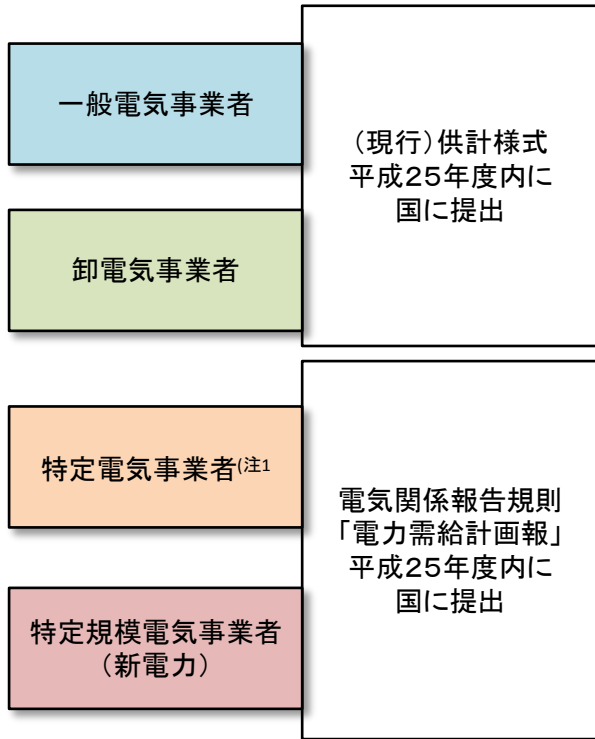
2. 第2段階電事法改正後の供給計画届出様式(案)について

第2段階電事法改正後の供給計画届出様式(案)について

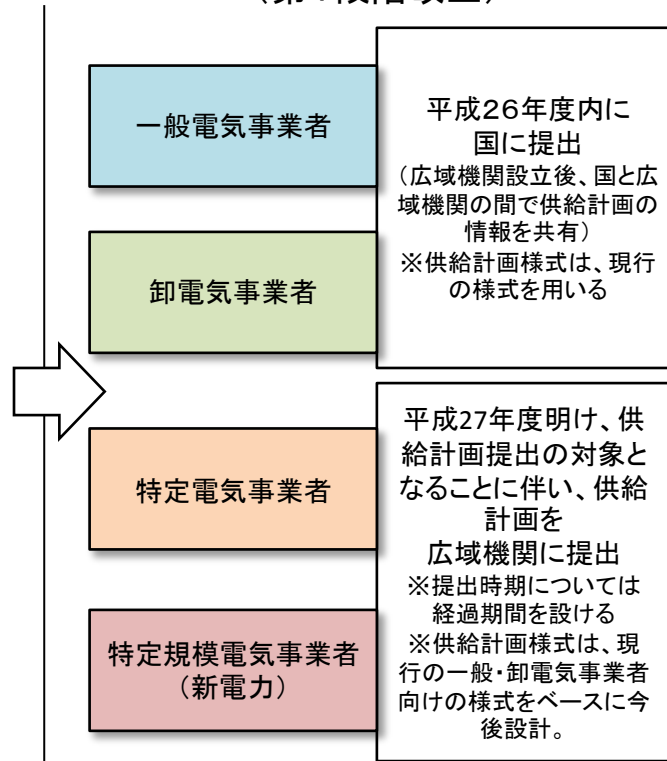
- ・第2段階改正後、各事業者が提出することとなる供給計画について、第7回WGで示した基本的な考え方に基づいて様式の検討を行ってきたところ、今回、現時点の届出様式案としてお示しする。(別添様式)
- ・今後、関係事業者から御意見をいただいた上で修正を加え、今後のWGで確定したものを報告する予定。
- ・様式への記載方法や届出方法等を規定したガイドラインについては、現在検討・作成を進めており、次回WG以降に様式の確定版と合わせてお示しする予定。

※WG第7回資料6-4より引用

～平成26年度計画～

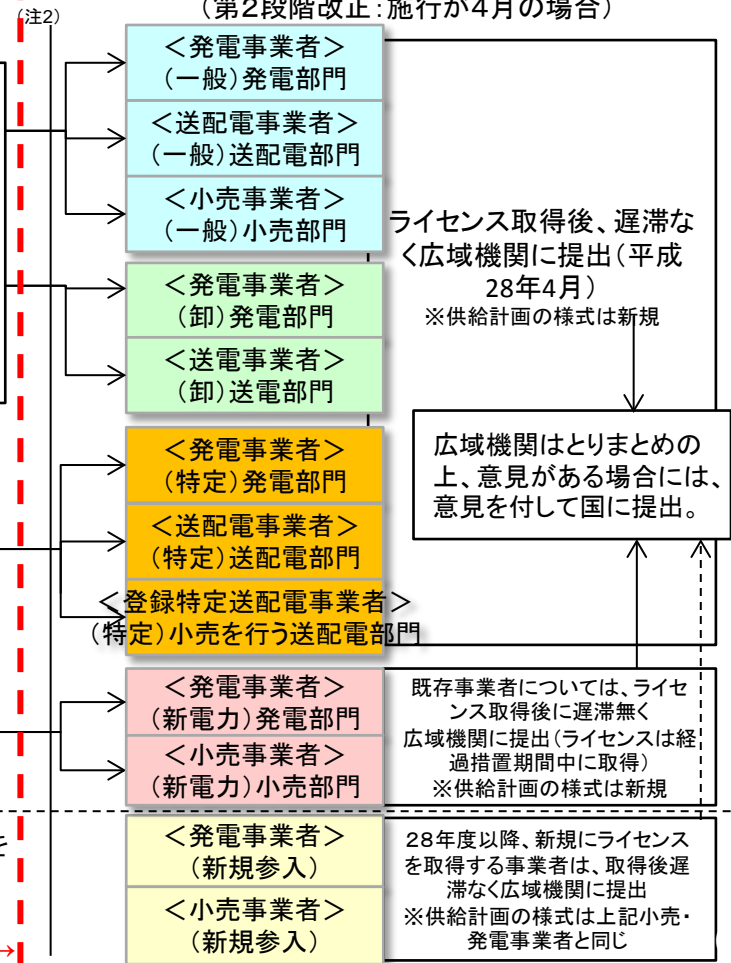


～平成27年度計画～ (第1段階改正)



～平成28年度計画～

(第2段階改正: 施行が4月の場合)



注1: 届出対象者は、接続供給を受ける特定電気事業者

注2: 平成28年度供給計画は、第2段階施行後に届出を求める。

今回示す様式案の対象 →